

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	日管株式会社
代表者氏名	代表取締役会長 三輪 容次郎
本店所在地	静岡県浜松市中央区池町 220-4
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

日管株式会社の元役員は、元千代田区議会議員から同区発注案件の入札情報を得た見返りに、贈賄行為を行った。なお、贈賄行為は公訴時効（3年）が成立しており、逮捕等は行われていない。

4 停止期間の始期及び終期

令和6年5月8日から令和6年6月7日まで

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内